

令和4年10月

ネットパトロール記録

概要（傾向・事例等）

10月度は、自転車を運転しながら撮影された動画や写真の投稿を17件発見しました。携帯電話を片手に持ち（片手をハンドルから放し）、携帯電話の画面を注視することは、和歌山県道路交通法施行細則で禁止されている危険な行為です。

その他、ハンドルから両手を放しての自転車走行や蛇行運転、並列走行、道路中央の走行等も見受けられました。

これらの行為は、他人を巻き込む事故に繋がる可能性があります。他県では、死亡事故も発生しています。下校時が暗くなる季節でもあり、自転車の危険運転についての周知が重要です。

今月のおねがい

～ 自転車運転中の携帯操作 ～

自転車運転中の携帯電話操作について

「携帯電話の画面を注視していない」と思っているにも注意力が散漫になり、思わぬ事故に繋がる可能性があります。また蛇行運転や並列走行も同様に自動車や歩行者等との接触事故に繋がる可能性があり、大変危険な行為です。ご家庭や学校で、自転車運転のマナーと危険性について指導と周知をお願いします。

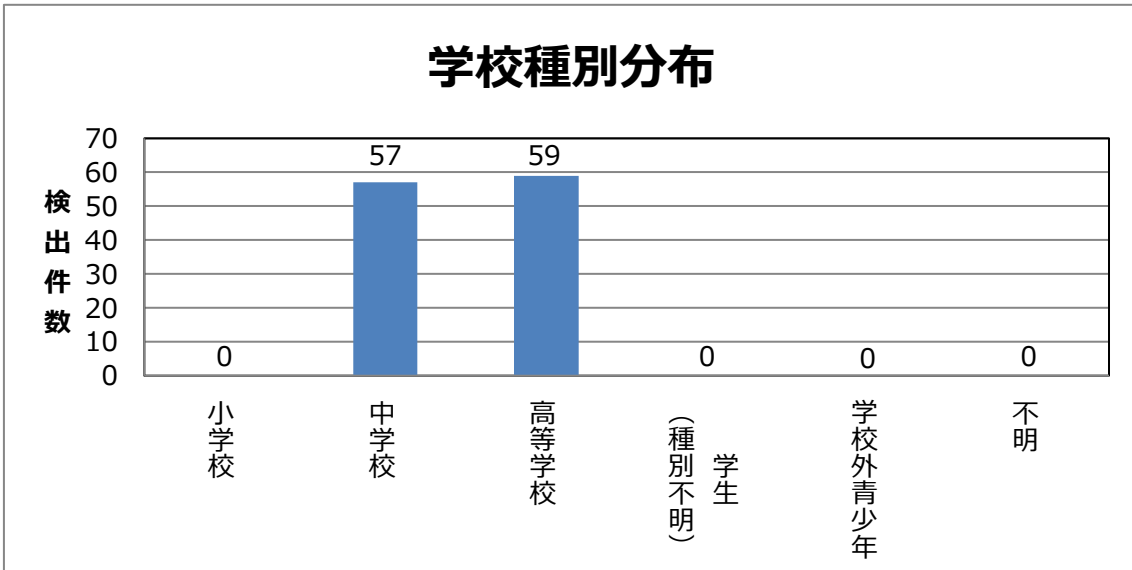


検出件数

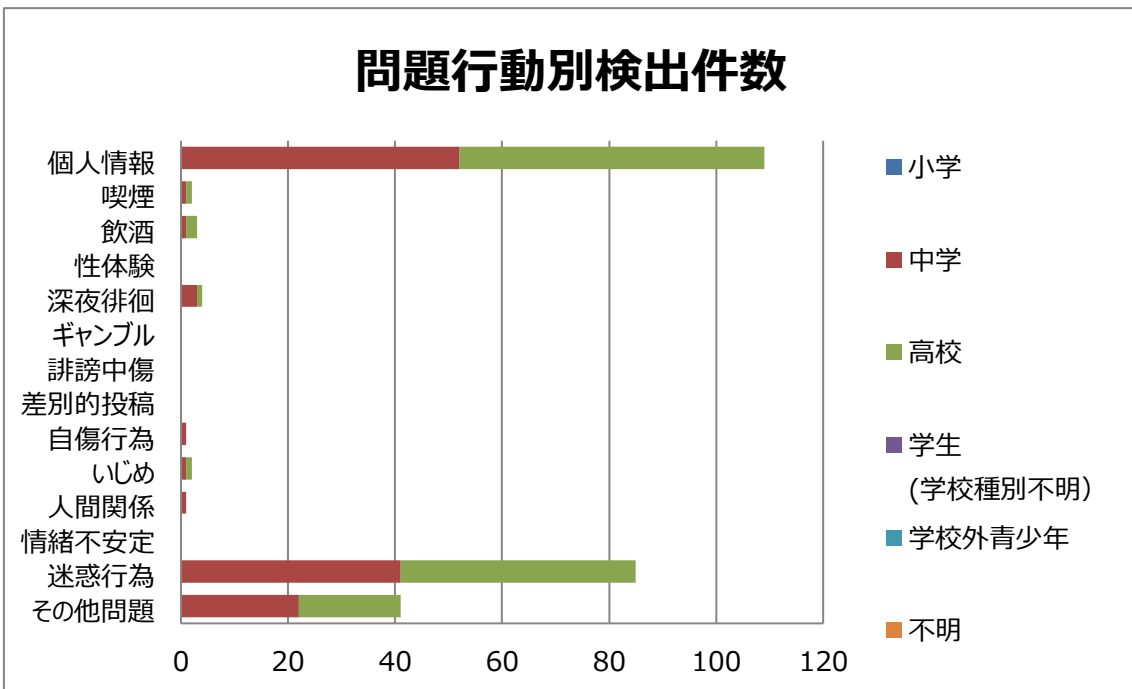
10月の検出件数は**116**件でした。



学校種別検出件数

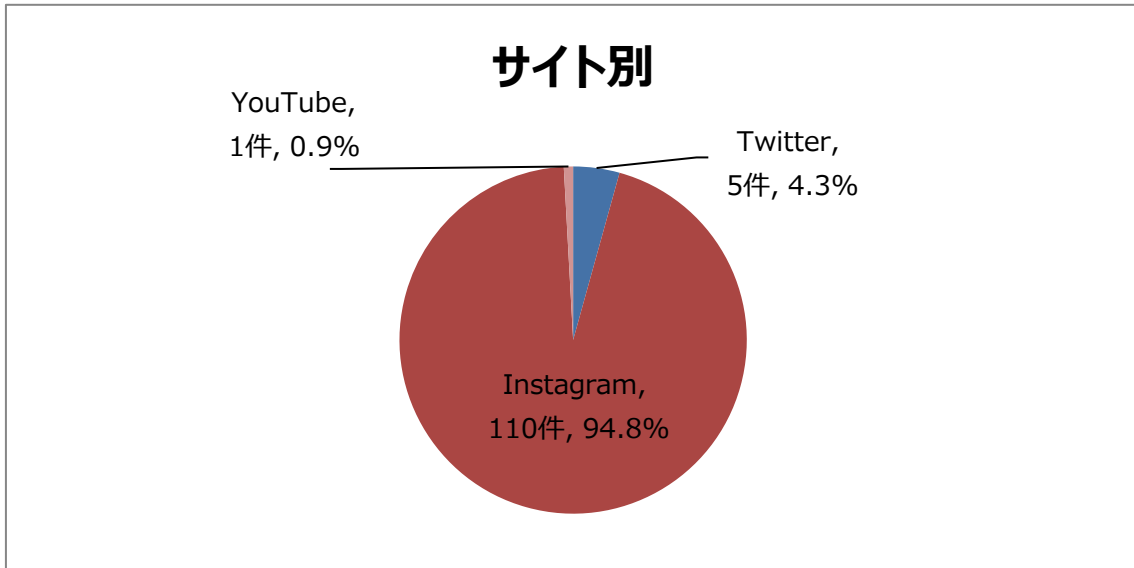


問題行動別検出件数





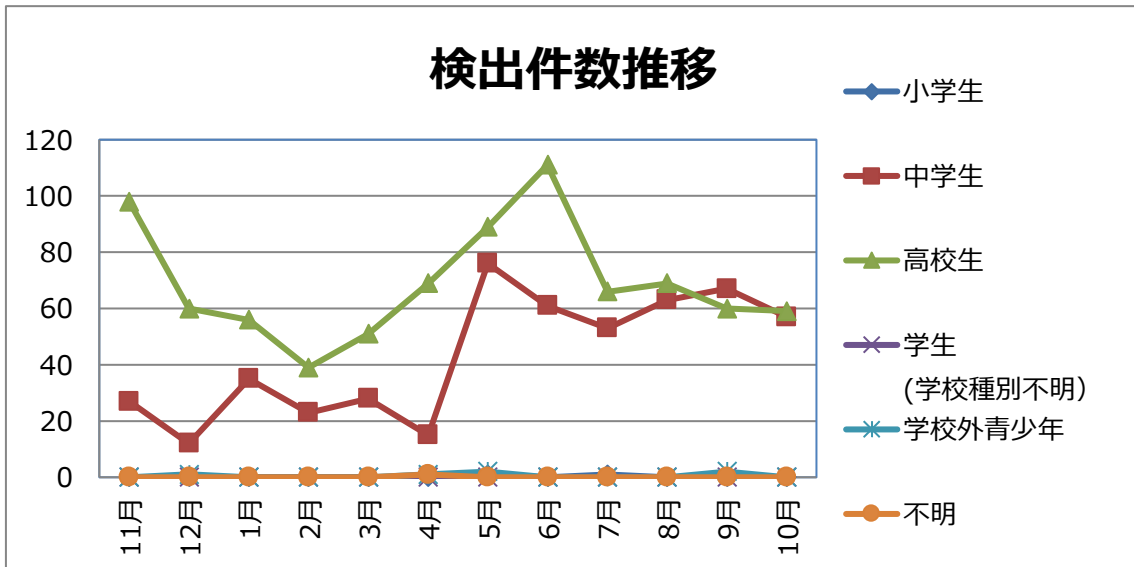
サイト別



※四捨五入のため合計が100%にならないことがあります。



検出数推移



以上